

リハビリデイサービス Life

重要事項説明書

地域密着型通所介護事業、第1号通所事業（以下、地域密着型通所介護等という。）の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社リハビリデイサービスLife
主たる事務所の所在地	宮城県栗原市志波姫新沼崎51-3
代表者（職名・氏名）	代表取締役 白鳥 雄三
設立年月日	令和7年2月20日
電話番号	070-1319-3579

2. 事業所の概要

事業所の名称	リハビリデイサービスLife		
事業所の所在地	宮城県栗原市志波姫新沼崎146番地		
電話番号	0228-24-8915		
FAX番号	0228-24-8914		
指定年月日・事業所番号	令和7年 10月 1日指定	0491300604	
実施単位・利用定員	1単位	定員10名	
通常の事業の実施地域	栗原市志波姫地区を中心に、送迎往復50分以内の範囲		
併設事業所	無		
第三者評価の実施の有無	有 ・ 無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有 ・ 無

3. 運営の方針

- ・地域密着型通所介護等の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- ・ 食事の提供
食事の提供及び必要な介助を行います。
- ・ 入浴
入浴サービスの提供及び必要な介助を行います。
- ・ 日常生活動作の機能訓練
利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション等を行います。
- ・ 健康状態の確認
体調や血圧等の確認を行います。
- ・ 送迎
自宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
- ・ 日常生活における相談及び助言
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
- ・ その他日常生活上の援助
利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 (定休日：土曜日・日曜日、12月31日から翌年1月3日まで)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時20分から午後4時30分まで

6. 事業所の従業員の体制

(令和7年10月1日現在)

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人		
生活相談員	人	2人	人	1人
介護職員	人	2人	1人	1人
看護職員	人	人	人	人
機能訓練指導員	人	1人	人	人

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

(1) 第1号通所事業(総合事業)の利用料

【基本部分】

所要時間 (目安)	利用者の 要介護度	通所型サービス(独自)介護費 (1月あたり)				
		単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担 1割の場合)	利用者負担金 (自己負担 2割の場合)	利用者負担金 (自己負担 3割の場合)
7時間 以上 8時間 未満	要支援1	1798	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
	要支援2	3621	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

※所要時間は目安であり、利用者の状態や事業所の運営状況に応じて柔軟に対応いたします。

※本サービスは総合事業のため報酬単価は栗原市の設定に基づき、所要時間による区分はありません。

【加算・減算】

加算等の種類	加算・減算額				
	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担 1割の場合)	利用者負担金 (自己負担 2割の場合)	利用者負担金 (自己負担 3割の場合)
送迎減算	-47	片道につき	-47円	-94円	-141円
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	(基本利用料+各種加算 減算)の8.0%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

※送迎減算は事業所が送迎を行わない場合

(2) 地域密着型通所介護の利用料

【基本部分】

所要時間	利用者の 要介護度	地域密着型通所介護費 (1回あたり)				
		単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担 1割の場合)	利用者負担金 (自己負担 2割の場合)	利用者負担金 (自己負担 3割の場合)
7時間 以上 8時間 未満	要介護1	753	7,530円	753円	1,506円	2,259円
	要介護2	890	8,900円	890円	1,780円	2,670円
	要介護3	1,032	10,320円	1,032円	2,064円	3,096円
	要介護4	1,172	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円
	要介護5	1,312	13,120円	1,312円	2,624円	3,936円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）				
	単位数	基本利用料	利用者負担金 （自己負担 1割の場合）	利用者負担金 （自己負担 2割の場合）	利用者負担金 （自己負担 3割の場合）
入浴介助加算（Ⅰ）	40	400円	40円	80円	120円
送迎減算	-47	片道につき	-47円	-94円	-141円
介護職員処遇改善加算 （Ⅲ）	（基本利用料＋各種加算 減算）の8.0%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

※送迎減算は事業所が送迎を行わない場合

（2）その他の費用

食 費	昼食代500円、おやつ代100円
リハビリパンツ おむつ等	現物との交換になります。
レクリエーション 活動、外出行事	利用者の希望により、レクリエーション活動や外出行事に参加して頂くことができます。その際に発生する材料費や外出にかかる費用について、実費をご負担いただく場合があります。

（3）支払い方法

利用料金のお支払い方法は、以下のいずれかをお選びいただけます。

① 口座振替（原則）：指定の金融機関口座より、毎月20日に自動引き落としさせていただきます。口座振替依頼書のご提出をお願いいたします。

② 銀行振込（希望者のみ）：振込希望の方は、下記の口座へ毎月20日までにお振込みください。振込手数料はご利用者様のご負担となります。

※原則として口座振替によるお支払いをお願いしておりますが、事情により銀行振込をご希望の場合はご相談ください。

＜振込先＞ 七十七銀行 築館支店
普通口座 5033606

＜口座名義人＞ 株式会社リハビリデイサービスLife

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- ・利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎サービスが受けられない場合があります。
- ・利用者及び家族は、サービス提供の記録を閲覧することができます。複写を希望する場合は、1枚につき10円を実費でご負担頂きます。
- ・各種記録物は、サービス提供の完結の日から5年間保管させていただきます。

9. サービスの利用中止、変更、追加等について

- ・利用予定日前に、利用者の都合により、地域密着型通所介護等の利用を中止、または変更する場合には予めご連絡下さい。
- ・利用予定日の当日に中止の申し出をされた場合、キャンセル料として自己負担額相当をお支払い頂く場合があります。ただし、利用者の体調不良、通院等の正当な事由に関しては、この限りではありません。
- ・サービス利用日の変更、追加に関して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービス提供が出来ない場合がございます。その際は、他の利用可能日を提示致します。

10. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

11. 緊急時における対応

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

- ・通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. 非常災害対策

- ・事業所は、非常災害対策マニュアルを定め、非常災害に備えるために必要な訓練、備蓄を行っていくものとします。
- ・事業所は、防火管理者を設置し、防火計画を立て、自主点検及び年2回定期的な消防避難救出訓練を実施します。

14. 虐待防止に関する対応

- ・事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 の設置

15. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	070-1319-3579
	受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで
	担当者名	白鳥 雄三

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	栗原市介護福祉課	電話 0228-22-1350
	宮城県国民健康保険団体連合会	電話 022-222-7079

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説 明 者 所 在 地 栗原市志波姫新沼崎 146 番地
事業所名 リハビリデイサービス Life

職・氏名 管理者 白鳥雄三

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

本人との続柄